

株式会社グリーンパワーインベストメント「(仮称)新浜田ウインドファーム発電事業環境影響評価方法書」に係る審査書

電気事業法第46条の5の規定に基づき、平成30年12月6日付けで株式会社グリーンパワーインベストメントより届出された「(仮称)新浜田ウインドファーム発電事業環境影響評価方法書」の審査書(発電所の環境影響評価に係る環境審査要領1.(2)⑤)は以下のとおり。

1. 環境審査

- (1) 方法書についての意見の概要及び事業者の見解 * 平成31年3月5日
- (2) 広島県知事意見 * 令和元年5月29日
島根県知事意見 * 令和元年6月4日
- (3) 環境審査顧問会風力部会(第3回)
* 平成31年4月25日

①補足説明資料

②環境審査顧問会での主な指摘事項及び事業者対応方針

顧問の指摘	事業者の対応方針
・集水域の考え方について、八幡湿原に対してどの流域からかもっと小領域でみて、GISで流線解析をすること。	・八幡湿原の集水域についての流線解析を実施いたします。
・南側に水質調査地点がないので、調査地点の追加について検討すること。	・南側にも水質調査地点を追加する予定です。
・生態系の特殊性について、小規模な湿地が該当すると思われる。区域内にも湿原植生が確認されていることや、搬入路沿いの本坪谷湿原は改変区域と隣接している。特殊性として選定すること。	・生態系特殊性の観点から、小規模な湿地を対象とすることを検討します。

(1)～(3)の資料については、下記 URL を参照。

http://www.meti.go.jp/shingikai/safety_security/kankyo_shinsa/furyoku/index.html

2. 大臣勧告

特定対象事業に係る環境の保全についての適正な配慮がなされるよう広島県知事及び島根県知事の意見を勘案するとともに、意見の概要及び当該意見についての事業者の見解に配慮し、また、環境審査顧問会風力部会等の意見を踏まえ、別添のとおり勧告を行う。